

# Tax Analysis

Authors:

香港税務

## Hong Kong

### Davy Yun

Tax Partner

Tel: +852 2852 6358

Email: [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

### Finsen Chan

Senior Tax Manager

Tel: +852 2852 5612

Email: [finchan@deloitte.com.hk](mailto:finchan@deloitte.com.hk)

### Evy Wong

Manager

Tel: +852 2852 6594

Email: [ewong@deloitte.com.hk](mailto:ewong@deloitte.com.hk)

## 香港

## 終審法院、未実現利益は事業所得税の課税対象外と判示

2013 年 11 月 12 日、香港の終審法院 (Court of Final Appeal) は通常の会計原則に従って認識された売買目的有価証券の評価換えから生じる未実現利益は内国歳入法 § 14 の規定によって事業所得税の課税対象外である旨を判示した (*Nice Cheer Investment Limited v. Commissioner of Inland Revenue (CIR)*)。終審法院は香港の司法制度上の最終判決権を持つ裁判所である。

### 背景

納税者は香港証券取引所に上場される有価証券の売買に主として従事する香港会社である。納税者は通常の会計基準に則って財務諸表を作成し、関連する期間の財務諸表上、売買目的株式に関する実現・未実現の損益を認識した。未実現の損益は期末において保有する未売却株式の時価の変動額として認識された。

納税者は未実現利益を非課税所得として取り扱ったが、未実現損失の方は損金算入申告した。内国歳入長官は未売却株式から生じる未実現利益は課税対象として取り扱うべきであるとの見解を取った。長官の見解は、事業所得税は会計原則の規定に従って査定されるべきであるという考えに基づいている。

納税者は長官の査定に対して異議を申し立てた。この事案は 2011 年に第一審裁判所 (Court of First Instance)、2012 年に控訴院 (Court of Appeal)、そして 2013 年に終審法院へと進んだ。納税者の主張は各段階で支持され、すべての裁判所は未実現利益は事業所得税の計算上認識されるべきでなく、したがって課税対象外であると判示した。

### 終審法院の判決

終審法院は納税者を支持し、売買目的有価証券の評価換えによる未実現利益は非課税である一方、未実現損失は損金算入できる場合があるとの判断を示した。

関連規定 (内国歳入法 (Inland Revenue Ordinance = IRO) § 14) に基づいて、裁判所は「利益」は取引、職業的又は事業的活動から生じるものでなければならず、これらのために保有する資産の単なる評価換えから生じるものではないとした。これにより、関連期間に生じた未売却株式の価値の増加は未実現利益であるため、課税所得の計算上除外されるべきであり、課税対象外であるとした。

未実現損失に関して、終審法院は税法上の二つの基本的な考え方を示した。(i)「利益」という言葉は実際の又は実現済みの利益を含意し、潜在的又は期待上の利益を含まない。(ii) 利益と損失のどちらも見込まれないかもしれない。しかしながら、裁判所はこの二つ目の原則に関して、納税者が未実現損失を利用して租税債務の減少を図ることを禁ずるものと解してはならないとした。納税者は売買目的株式の価値下落に関して損益計算上の引当てをすることが出来る。但し、この引当ては正当化できるものでなければならない。

## コメント

売買目的有価証券に係る未実現利益は非課税という終審法院の判決は明確ではっきりしたものである。裁判所は当該利益は期待されているのであって **IRO § 14** における「利益」には当たらないとした。税額計算において、納税者は未実現利益の額を非課税項目として除外することが認められる。

未実現利益に関する取扱い以外の *Nice Cheer* 事案判決における所見を以下に述べる。納税者はこれらの税務問題の取扱いを確認し、税務専門家と相談するべきである。

**未実現損失** — 納税者は未実現損失の税務上の取扱いを考慮すべきである。終審法院は利益と損失のどちらも見込まれないかもしれないとするが、未実現利益と異なり、未実現損失の認識については明確には否定していない。納税者は売買目的株式の価値下落に関して損益計算上の引当てをすることが出来るが、当該引当ては正当化できるものでなければならないと裁判所は述べている。

終審法院の判決は未実現損失の取扱いに関しては単純ではない。どのような状況であれば引当てが正当であると考えられるか完全に明確なわけではない。特に、裁判所は **§ 19D** に関して何も述べていない。**§ 19D** はある課税年度に生じた損失の金額は当該課税年度の課税対象利益と同様の方法で計算することを求めている。未実現損失の損金算入可否について納税者と **IRD** の間で争いが生じる可能性が高い。

**その他の未実現利益** — 終審法院の判決は、財務諸表上のすべての未実現利益を *Nice Cheer* 事案において売買目的有価証券の未実現利益に適用されたのと同じ原則にしたがって非課税として取り扱ってよいかという問題を提起している。とりわけ、裁判所は **IRO § 14** が「いかなる者」という言葉を用いていることをもって「当該条項は、事業の性質や大きさに関係なく、法の適用があるいかなる納税者にも同様に適用されるべきである」と強調した。したがって、この判決は負債証券（社債など）やその他の金融商品から生じるすべての未実現利益にも適用できると思われる。しかしながら、**IRD** は *Nice Cheer* 事案の適用を持分証券等の場合に限定しようとする可能性もある。**IRD** がこの判決をどのように解釈・適用するかまだ定かではない。

**為替差損益** — 終審法院は外国為替取引についての取扱いについては言及しなかった。本事案では争点になっていなかったためである。しかしながら、第一審裁判所は外為取引から生じる未実現損益は売買目的有価証券のそれとは異なるから *Nice Cheer* 事案判決は外為取引に広く適用することはできないとした。外為取引において取引される資産は通貨（現金）、すなわち、即座に取引できる市場を持ち報告通貨に対して価値を有する交換可能資産である。上記に鑑みると、**IRD** が外為取引から生じる未実現利益を非課税として取り扱う可能性は低いと考えられる。

**会計準拠主義** — *Nice Cheer* 事案と *Secan* 事案(*CIR v. Secan Ltd. & Ranon Ltd.*)で裁判官を務めた **Lord Millett** が *Nice Cheer* 事案において「**IRD** は *Secan* 事案における私の判決を誤解してきた」と述べたことは興味深い。*Secan* 事案判決を受けて **IRD** は解釈実務指針第 40 号「収益性費用の前払い・繰延べ」(**DIPN 40**)と第 42 号「金融商品と外国為替差額に関する課税」(**DIPN 42**)を発行した。**IRD** によると、*Secan* 事案の本質は税務上の取扱いは税法の規定に反しない限り会計規則上の取扱いに従うべきであること（会計準拠主義）にあるとする。しかしながら、終審法院は「財務諸表は投資家が会社の財政状態と収益状況、とりわけ将来の収益性を知るために作成されるものであり、税務目的で作成されるものではない」とした。

"通常の会計原則にしたがって作成された決算は、それが裁判所によって明確にされた課税原則と一致しない場合には、たとえ税法上明確な規定がないとしても税務上調整しなければならないということは議論を待つまでもなく明らかである"

このことはどの程度まで税務が会計に準拠すべきなのか、また、この準拠主義が将来どのように発展していくかという問題を提起する。*Nice Cheer* 事案の判決を受けて **IRD** が **DIPN 40** と **DIPN 42** を改訂するかどうかはまだ定かではない。

**Sharkey v. Wernher 原則** — 1955 年の英国税務訴訟に基づく *Sharkey v. Wernher* 原則は資産保有に関する納税者の意思が売買目的から長期投資へ（あるいはその逆に）変化したときに適用される。この原則が適用される場合、意思が変化した時点における資産の時価が納税者の課税所得の計算上考慮される。*Nice Cheer* 事案において第一審裁判所は *Sharkey v. Wernher* 原則は香港では適用されないとした上で、納税者は自己と取引することは出来ず、概念的な利益は課税対象とするべきではないとした。しか

しながら、終審法院は *Sharkey v. Wernher* 原則の適用可否については言及しなかった。おそらく争点ではなかったためだと思われる。この原則が香港において実務上適用され続けるのかどうか明らかではない。

過年度分の再申告 — IRO § 70A に基づくと、申告書あるいは計算書の誤り又は不備を原因として IRD による査定が過大であった場合、納税者は課税年度終了後 6 年以内あるいは関連する課税通知の発行後 6 月以内のいずれか遅い方までの期間であれば査定の修正を求めることが出来る。納税者が *Nice Cheer* 判決に基づいて § 70A による過年度査定の修正を求めることが出来るかどうか疑問の余地がある。厳密に解釈すれば、申告書作成時において一般的な実務に基づいて査定がなされている場合には、§ 70A に基づく修正は行われないと考えられる。

## 結論

*Nice Cheer* 判決は未実現利益は非課税という原則を取戻すものであるため、歓迎すべきである。しかしながら、この判決は税務が会計にどの程度まで準拠すべきかという問題を提起する。会計基準がますます複雑化していることを踏まえると、専門家の判断が必要である。納税者はこの判決による税務上の潜在的影響について税務専門家と相談することが望まれる。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : [keving@deloitte.com.cn](mailto:keving@deloitte.com.cn)

#### 香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : [clgong@deloitte.com.cn](mailto:clgong@deloitte.com.cn)

#### 济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### 大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : [quiva@deloitte.com.hk](mailto:quiva@deloitte.com.hk)

#### 天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : [jassu@deloitte.com.cn](mailto:jassu@deloitte.com.cn)

#### 広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

#### 武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : [juszhu@deloitte.com.cn](mailto:juszhu@deloitte.com.cn)

#### 杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)

#### 上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : [lijiang@deloitte.com.cn](mailto:lijiang@deloitte.com.cn)

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### 華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [lkhaw@deloitte.com.cn](mailto:lkhaw@deloitte.com.cn)

#### 華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : [angelazhang@deloitte.com.cn](mailto:angelazhang@deloitte.com.cn)

#### 華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1708  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [kokubo@deloitte.com.cn](mailto:kokubo@deloitte.com.cn)

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : [ytakikawa@deloitte.com.cn](mailto:ytakikawa@deloitte.com.cn)

大連

田中 昭仁  
シニアマネジャー  
TEL : +86 411 8371 2850  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : [atanaka@deloitte.com.cn](mailto:atanaka@deloitte.com.cn)

広州

土田 保成  
ディレクター  
TEL : +86 20 2831 1650  
FAX : +86 20 3888 0121  
E-mail : [ytsuchida@deloitte.com.cn](mailto:ytsuchida@deloitte.com.cn)

香港

中川 正行  
パートナー  
TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : [manakagawa@deloitte.com.k](mailto:manakagawa@deloitte.com.k)

香港

佐藤 康治  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6591  
FAX : +852 3691 8984  
Email : [kosato@deloitte.com.hk](mailto:kosato@deloitte.com.hk)

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : [takeharai@deloitte.com.cn](mailto:takeharai@deloitte.com.cn)

天津

濱中 愛  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : [ahamanaka@deloitte.com.cn](mailto:ahamanaka@deloitte.com.cn)

広州

瀧野 恭司  
シニアマネジャー  
TEL : +86 20 8396 9228  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : [ktakino@deloitte.com.cn](mailto:ktakino@deloitte.com.cn)

香港

杉原 伸太郎  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email: [ssugihara@deloitte.com.hk](mailto:ssugihara@deloitte.com.hk)

上海

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [hueda@deloitte.com.cn](mailto:hueda@deloitte.com.cn)

北京

浦野 卓矢  
シニアマネジャー  
TEL : +86 10 8512 5524  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : [nnashimoto@deloitte.com.cn](mailto:nnashimoto@deloitte.com.cn)

深圳

大塚 武司  
マネジャー  
TEL : +86 755 3331 0976  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : [taotsuka@deloitte.com.cn](mailto:taotsuka@deloitte.com.cn)

香港

小川 康弘  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6446  
FAX : +852 2542 4597  
Email : [yaogawa@deloitte.com.hk](mailto:yaogawa@deloitte.com.hk)

#### デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

#### デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、濟単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

#### デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**、**Deloitte Global Services Limited**、**Deloitte Global Services Holdings Limited**、**the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。